

商業訴訟：2022年の重要判例に関するアップデート



2022年、インド最高裁判所（SC）や各州の高等裁判所（HC）において、強制調停、保険、その他当事者間のビジネスや契約関係に影響を与える注目すべき判決が複数下された年となりました。

以下、2022年のインドの商業訴訟分野における重要なアップデートとなります。

1. An insurance policy barring filing of claim after specified time period is void (March)

Oriental Insurance Company Limited v. Sanjesh & Anr. において、SCは、2ヶ月以内に保険金請求がなされない場合に請求を棄却するとした保険契約の条件は、「法的手続きの制限に関する契約」であり、インド契約法に反するとした Allahabad 高等裁判所の裁定に対する異議申し立てを棄却しました。インド契約法では、指定された期間の経過により、当事者が法的手続きを開始する権利を消滅させる契約は無効であるとされています。

2. Dispute arising out of agreements relating to property used exclusively for 'Trade & Commerce' constitutes a commercial dispute (June)

Kushal Limited through Auto Sign and Managing Director Mr. Yogesh Ghanshyambhai Patel v. M/s. Tirumala Technocast Private Limited において、Gujarat 高等裁判所は、不動産に関する紛争が 2015 年商事裁判所法における「商業紛争」であるかどうかを判断するための厳格なテストを導入しました。不動産が取引または商業の目的のために「排他的に」使用されている場合、商業的紛争になり得る、としています。

3. Maintainability of a composite suit in commercial courts (July)

TV Today Network Limited v. News Laundry Media Private Limited & Ors. において、Delhi 高等裁判所は、訴訟における特定の救済が他の民事裁判所によって審理可能であるからといって、商事裁判所の管轄権が排除されることはない、としました。救済措置が著作権侵害に関するものであり、請求される他の救済措置が知的財産権に起因する場合、商事裁判所が訴訟を審理する権限を有する、としています。

4. Party seeking specific performance of a contract is required to prove readiness and willingness to perform its part of a contract (July) (read our thoughts on the judgement [here](#))

U.N Krishnamurthy v. A.M. Krishnamurthy において、SC は、1963 年特定救済法に基づいて契約の特定履行を求める当事者は、契約締結の日から判決日までの間、契約の一部を履行する「準備と意思」を証明する必要がある、としました。「準備」とは、経済的能力を含む契約を履行する能力を意味し、「意思」は当事者の行為に関連する、としています。

5. Pre-litigation mediation mandatory (August) (read our thoughts on the judgement [here](#))

Patil Automation Private Limited & Ors. v. Rakheja Engineers Private Limited において、SC は、2015 年商業裁判所法に基づく訴訟前調停は義務であり、当該規定に違反して行われた訴訟は却下される、としました。

6. Other party's refusal to amicably settle the dispute satisfies the requirement of pre-litigation mediation (August)

BOLT Technology OU v. Ujoy Technology Private Limited において、Delhi 高等裁判所は、調停の申し出が相手方によって拒否、反論、非難された場合、訴訟前調停の要件は満たされる、としました。





7. Parameters to determine “urgent relief” and “urgent interim relief” (October) (read our thoughts on the judgement [here](#))

K Varathan v. Prakash Babu Nakundhi Reddy において、Madras 高等裁判所は、訴訟における「緊急暫定救済」のためのパラメータを定め、この場合には訴訟前調停を行う必要はない、としました。「暫定」救済と「緊急暫定」救済は別物であり、後者を求めるケースでない場合は、訴訟前調停は必要となります。

8. Exclusion clauses in insurance contracts should be positively disclosed to the insured (November) (read our thoughts on the judgement [here](#))

Texco Marketing Private Limited v. TATA AIG General Insurance Company Ltd. & Ors. において、SC は、保険契約における除外条項は、保険会社が契約に基づいて発生したクレームの弁済責任を免れるために依拠することはできない、としました。

9. Commercial court can inquire into whether "urgent interim relief" is genuine or aimed to merely circumvent pre-litigation mediation (December)

Odisha Slurry Pipeline Infrastructure Limited & Anr. v. IDBI Bank Ltd. & Ors. において、Calcutta 高等裁判所は、2015 年商事裁判所法の下、商事裁判所は「緊急暫定救済」を付与するための状況が弁論を通じて原告によって作り出されたかどうかを調査することができる、としました。「緊急暫定救済」とならないことが判明した場合、商事裁判所は、訴訟前調停を行うよう指示することができます。

Our thoughts -我々の見解-

2022年のインドの商業訴訟分野における特徴の1つは、紛争解決の好ましい様式として、裁判所が調停を強調したことです。Patil Automation Private Limited & Ors v. Rakheja Engineers Private LimitedにおけるSCの判決は、2015年商事裁判所法の下における調停プロセスの強制的な消尽を決定し、様々な高等裁判所が調停促進の判決を下すための門を開きました。調停に頼らずに商業訴訟を提起する唯一の例外として、「暫定救済」とは区別される「緊急暫定救済」が求められる場合であるとした高等裁判所の判決も、調停を促進した格好となりました。

なお、2021年12月には、調停を促進し、調停から生じる和解契約の執行を規定する「調停法案 (Mediation Bill, 2021)」の草案が国会に提出されています ([read our thoughts on the bill here](#))。また、2022年は、裁判所が、紛争解決のための敵対的な方法から調停のような非敵対的な代替紛争メカニズムへと移行した年であったという意味でも特徴的でした。これらの判決は、調停と仲裁を中心としたADR分野で需要が高まっているインドの今後の方向性について、何らかの示唆を与えたものとなっています。

裁判所が調停を推進するためには、調停を義務付けるための正しいプロセスおよびモデルを採用することが重要であり、これには、義務付けを実質的に遵守するための国民の信頼を醸成する規制の枠組みの導入も含まれます。今後の動向に注目です。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.